

数を記録したということが、山形県より報告がありました。このことによりまして、凍結指数は採択基準を超過したところです。その後、山形県のほうから事前調査として、災害状況の把握を依頼され、翌月4月6日には国土交通省より、低温による災害復旧事業の通知があったところです。

これを受けまして、長井市では、4月中旬から5月下旬にかけて、概数報告や現地においての採択要件の精査を行いまして、山形県の指導のもと、市内5路線、延長にして約5.5キロメートルを災害報告を行うところでございます。

それで、来月下旬、7月23日と24日に、国のほうから国土交通省並びに財務省の査定官が現地で災害査定を受ける予定となっております。以上です。

○安部 隆委員長 15番、小関勝助委員。

○15番 小関勝助委員 このことについて、市長にお伺いしますが、やはりこれ、道路って動脈なわけですよね。生活道路、そして雪国ですから、かなり舗装も傷んでるというようなことで、これ積極的に取り組む考え方、お聞かせください。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

残念ながら6年前は長井市が全く申請しなかったということで、非常に残念だったんですが、今回は凍上災が出るという情報から、万全を期して申請を準備したところでございますが、6年前とは違って、今回はかなり厳しい査定があるということで、ほかの市町村なんかもかなり慎重になってるようでして、今のところ、西置賜では長井市だけみたいな話も聞いております。ただ、いろんな制約があって、思ったようには認定を受けられない可能性があるんですが、市としてはできるだけこの凍上災も活用しながら、傷んでいる市のインフラ整備、整備してまいり

たいと思っておりますので、積極的にお願いしてまいりたいと思っております。

○安部 隆委員長 15番、小関勝助委員。

○15番 小関勝助委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

## 佐々木謙二委員の総括質疑

○安部 隆委員長 次に、順位2番、議席番号10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 おはようございます。

台風4号が8年ぶりで上陸などしてくれたものですから、全国各地で大変な被害に遭われている方が多数おられるようでございます。心からお見舞いを申し上げたいなというふうに思います。長井市はおかげさまでというか、幸いといえますか、私も来るときに、野川の水を見てきたんですが、増水もしておりませんでしたし、よかったなと安堵したところでございました。

それでは、通告しております2点について、少しぎょうぎょうしいような内容で通告をさせていただきましてけれども、内容は至って易しくしたいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいなと思います。

1番目の執行機関と議会の関係についてということで、3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、議会の機能に関して、一つ申し上げさせていだきたいと思います。

市町村の住民全員が、団体といいますか、地方公共団体に意思を表明するということは、これは不可能でございます。また、住民全員が政治や行政に参加をすると、これも不可能でございます。したがって、必然的に代表者を選んで、民主主義の要請にこたえる形で、代議制で間接

民主主義の制度として議会が存在すると。まさに住民の代表機関であるというふうに言われております。

そして、議会の機能っていうのは、自主立法の定立、条例の制定ということになると思いますが、それや予算の議決をすることを中核的権能とする団体の意思決定機関であります。また、政策形成機能も有すると、こう言われております。意思決定の権限につきましては、地方自治法第96条に掲げられております。第96条の議会の議決事件としてありますが、議会の議決すべき事項の規定、団体の意思決定事項ということで、15点ほど上げられております。条例に関することとか、予算とか決算に関すること、そういったことに意思決定事項が掲げられております。

ただ、従来の議会の傾向としましては、議決権の行使、本来、最も重要な権限であるわけですが、どうしても長の提案を迫認する、そうしがちであったと、こう言われてまいりました。これが結果的に財政が非常に厳しくなったという要因にもなったのではないかと、このように言われてきております。

ところが、最近では、議会の活性化の取り組みあるいは地方分権の推進、そして権限移譲、自主性の尊重等々が影響してきてまして、非常に活発な議会の活動がなされているという状況だと思っております。

また、議会は執行機関を監視するという監視機能も担っていると言われております。さらには、住民の利害の調整とか意見の集約とか、集約機能も有するというふうなことを言われておりまして、これらにつきましては、地方自治法の解説第6章の中で言われておりますので、それを引用させていただいております。

議会の性質、特徴についてもちょっと申し上げますと、地方の政治というのは議院内閣制でございます。長も我々議員もともに住民か

ら選挙される公選職と言われてます。しかし、議員の被選挙権に関しては、市長もご案内のとおりであります。区域内に住居を有する者という住所要件ですか、住民要件というものがありません。市長の被選挙権には、これはございません。したがって、行政法上の解釈によりますと、首長よりも議会こそが住民の代表としての性格がより強い機関だ、こういうふうに言われている部分もあるようでございます。

また、地方議会というのは、憲法第93条によりますと、議事機関というふうに定められております。これは、条例制定が期待される立法機関である。それに加えて、自治体の行政全般の決定機関としての権能が期待されていることを意味するんですよというふうに言われております。したがって、地方議会は、単なるチェック機関では、法制度上期待される権能を果たしていないことになると言われてます。したがって、首長の追認機関であってはならないということだと思っております。議事機関として、自治体行政全般における意思決定責任を我々も認識をしていかなければならないということでございます。

執行機関に関しましては、これも自治法上で規定されておまして、執行機関の義務、法第138条の2、長の統括代表権、事務の管理及び執行権、担当事務等々が、権限等が示されておりますが、これは市長も当然承知されて、行政運営されているということだと思っております。そこで市長にお伺いをしていきたいと思っております。

団体事務の管理、執行に係る評価について、まずはお伺いします。

内容市長は、平成18年の12月に就任されていると思っております。実質5年6カ月経過されております。最初は、財政状況は火の車、目的基金まで取り崩しながら、禁じ手を使いながら、財政運営をされてきたわけですね。それには市民や職員や議会に我慢と協力をいただきながら、よ

うやくここに来て、一定の安定した財政運営ができる状況になってきたと。

これ、しかし、内谷市長だけの成果では私はないと思っています。これまでの経過があって、初めて今があるというふうになると思いますが、それには市民や職員や議会も大変協力をして、今があるし、さらに平市長、目黒市長、そして内谷市長、3代にわたる努力の成果のたまものだというふうには見ておりますが、内谷市長は、5年6カ月経過したわけでありますので、その間、予算の調整をはじめとして、団体の事務を管理を執行されてきたということで、その実績については、どのようなお感じをされているか、お聞かせをいただきたいなと思います。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

佐々木委員から、いろいろ今、議会と執行部、私、首長との関係とか、地方自治法上からのいろいろな流れなどをご説明いただきました。最後に、このたびの、私も約15年ぐらいに及ぶ平市長、そして目黒市長、そして私という、行財政改革が一定程度の成果もできたのも、これはもちろん議会をはじめ市民の皆様のご理解、ご協力のたまものでございます。

そんなことから、もちろん自分がやったなんてことはそんな大それたというか、思い上がりは一切ないつもりでございます。ただし、やっぱり厳しかったのは、平成18年から22年までの集中改革プランというのは、目黒市長のときの財政再建5カ年計画も大変でしたけども、集中改革プランは、何しろ地区長さんの手当を3割削らせてもらったり、あるいは議員もはじめ、特別職職員の再度の報酬カットなどもありましたので、非常に厳しかったなあというふうに思っています。

また、地域の問題では、スキー場も白山森をご了承いただいて閉鎖したわけですけども、それらについても、本当に地元もご協力いただい

たわけですけども、私自身も穴があったら入りたいというような、地元の皆様の前でそんな時期もありました。でも、やっぱりみんなのご協力のおかげでこれできたものだと。ですから、これからどういうふうな、財政運営も含めて、行政のかじ取りしたらいいかということは、やはり原点に戻って、真摯に議会と議論しながら方向性を定めていくべきだというふうに思っています。以上です。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 謙虚な気持ちを今、お聞きしたわけでありますが、やはり財政運営大変でしたから、非常に苦しい局面も多々あったのではないかなと、そういうふうには私も思いますし、その間、市民の皆さんやたくさんの方々からご協力いただいて、今があるということになるんだろうと思いますが、評価っていうのは、公選職の人の評価っていうのは、我々もそうなんですけれども、やはり一番は、私は市民の評価が一番大事だなというふうに思っております。

それから、先ほど来申し上げましたけれども、議会っていうのは市民の代表としての役割がありますよということで、議会の評価っていうのも大事なことだというふうに思います。これからもぜひ議会の質疑の中で、いろんな評価がなされるわけでございますので、そこは謙虚に真摯に対応していただきたいなというふうに思っておりますし、また最大の評価というのは、4年後の、4年に1回、我々、選挙あるわけですけども、それが一番の評価だというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺も心しながら、行政運営の管理、執行に当たっていただければなということをお願い申し上げたいと思います。

次に、団体の意思決定について、市長にお伺いしたいと思います。

市長は、ある会議におきまして、このようなことを申し上げております。中心市街地コンパ

クトシティー構想を進めたいと。道の駅、かわの駅を進めようとしても、議会が新たな投資に慎重で、理解を得ていかないと進められない。これは当然。それから、まちづくり交付金事業は、全体で19億円程度の事業費、生活関連導水路整備に6億円、道の駅、かわの駅や花公園整備に用地買収を含めて13億円程度見込んでいます。これに対して、事業の導入による債務の増大について、議会は警戒感を強めている。議会側の意向は、ハード事業ストップという考えが強く、都市計画に力を入れたいが、難しい状況です。

線路西側百間道路を生かし、まちなかの都市機能を再生させ、住宅地として整備するため、宅地造成を考えている。議会でやり玉に挙がっている。なぜ行政でやるのかという批判があるなどと会議で発言されております。

駅前の花公園の整備事業、これは私の公約だと、このようなことも言われているわけです。これは議会での発言でございます。私は、この発言に対しては、いかななものかなあという疑問も感じます。議会は真剣に議論もしていますので、そこは疑問を感じます。

もう一度繰り返して申し上げますけれども、長の提案を追認する機関であってはならないということなんです、議会としては。さらには、住民の代表機関であって、団体の意思決定機関であって、監視機関であって、議事機関であるということを踏まえますと、いかななものかなあというところがございます。長には住民を代表しての執行権といいますか、仕事があるわけですから、執行機関としては、団体の条例、予算、その他の議決に基づく事務、それから法令、規則、その他の規定に基づく団体の事務、これをみずからの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負うと、こう言われますね。法的にそう言われております。

このように、長と議会にはそれぞれ役割分担

というものが明確にされているというふうに思っております。ただ、我々の目的と執行機関の目的というのは、私は同じだと思っております。それは市民の生活向上、市民の福祉向上、これに尽きると思っておりますので、同じだと。ですから、相互に密接な関係があるんですよ。このことがいわゆる車の両輪と言われるゆえんではないかなというふうに思っております。

この団体の意思決定、長と議会との関係について、市長はどのようにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたい。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま佐々木委員から詳しくお話ございましたとおりで思っております。私が6月1日だったと思いますが、議会運営委員会で、ただいま議会がいろいろご検討なされてる議決権の拡大に関する事件について、ちょっと意見交換ということで申し上げました。

その際、申し上げましたのは、これは二元代表制というのは、お互いを尊重すべきだと。ですから、私は議会を軽視したつもりは全くないと思っております。ただ、言論的な部分で、少し誤解を招くような表現もあったということは、時々反省してるわけでございますが、しかし、このたびの議会側のほうの議決権の拡大は、これは議会で提案する権利があるわけです。しかし、私の予算の提案権、提出権あるいは議案の提出権そのものに関する各個別計画については、やはりある程度慎重にお互いにということで、そうですか、ちょっと逸脱してしまいましたが、基本的にはやはりお互いを尊重して、目的は市民福祉の向上であったり、長井市の発展でございまして、そこは協調しながら、議論して、どこかでやっぱり合意点を見出して前に進むと。これが合意点がないと、前に進まないわけですから、そこは私は執行者側として大いに留意すべき点だと思っております。以上です。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 今回の議決権の拡大までちょっと触れられたようですが、私そのものは一般論で申し上げておりますので、ぜひ議会と執行機関というものの役割というのは、お互いにきちっと認識しながら、さらに尊重しながら、それにはやっぱりそのための汗をかかなければならない部分があるんだろうと思います。議会が求められているものをしっかり判断しなければなりませんから、我々も。そういうためのことを、作業を、執行機関としてはそれを実現したいという提案権があるわけですから、それを実現したいとなれば、それを実現させるための努力をしなければならない。

こまいことに触れましたけども、きょうは。ただ、そういう部分で、議会と当局との役割というのをしっかりと認識し合いながら、尊重し合いながら進めていただきたいというのが、私の願いでありますので、そこはひとつよろしく今後ご配慮いただきたいというふうに思っております。

次に、予算議案の修正についてということで入らせていただきます。

これも一つの議会の評価というふうに受けとめていただきたいというふうに思います。市長に伺いますが、22年度に長井市一般会計補正予算第4号に対する一部修正案、これ内容は、企業立地基金条例を廃止する条例の設定に議会は反対をすると。そして、執行予定であった地方債の繰上償還、これを一時留保してくれと。留保財源をTASビル用地購入財源に充当すべきだと。地方債の繰上償還については、その推移を見ながら反対してくれということで、これは起立多数で可決されております。

さらに、23年度長井市一般会計補正予算第3号に対する一部修正案、この内容は、市の公の体育施設、長井市パークゴルフ場の施設整備、これが指定管理者に予定されるのがワクラブに対して、400万円を貸し付けて整備をしてくれ

という内容。これは市の体育施設でありますから、施設の整備まで指定管理者が行うことにはならないということで、400万円の貸し付け自体は不適切だということでの減額修正案でございました。

その結果、8月臨時会が余儀なくされてきたわけであります。ただ、6月議会で、その修正を受けての補正ということになったわけですが、議会の評価に対して真摯に対応していただいたと、これはそれで大変よかったなというふうに思っておりますが、ただ、8月臨時会も余儀なくされなければならなかったということもあります。そして、債務負担行為の設定について、私は議論させていただきました。この設定については、条件を満たしていない、だから設定は廃止すべきだということで申し上げて、私の質問の趣旨も市長も理解されて、それをお認めいただいたというふうに思っております。これは財政運営上の問題というふうになります。

それから、24年度長井市一般会計予算に対する修正案、3月定例議会。これは最上川河川緑地公園と観光交流センターの関係で、1億118万2,000円、この減額修正ということになったわけであります。市長にお伺いしたいわけですが、私はこの予算案の修正というのは、内容市長以前は経験ございません。先ほども地方分権の推進とか議会の活性化の影響も触れましたけれども、一連のこの予算案の修正、可決の経緯を振り返ってみて、市長、どういうふうにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたい。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま佐々木委員からありましたように、私も議員を2期8年近く務めさせていただきましたけれども、予算の修正案はなかったなと思いますし、それが22年、23年と、そしてこのたびの当初予算は3回続けてあったということについては、少し反省すべき点があるんだろうということを改めて今、お話を伺

いして思ったところでございます。

ただ、やはり22年の際は、企業立地基金を、これは10年以上塩漬けにしたのは、これは非常にもったいないと、金利が高いときでしたら、それなりの効果があるんでしょうけども、実質目減りしてるわけですね。ですから、これをまず一たんはお借りして、そして財源をできるだけそういったところから流用をさせていただいて、債権のやっぱり金利の高いやつなんかはできるだけ繰上償還したいという考えがありましたので、一応提案させていただきましたがけれども、企業立地基金を将来こういう形で、例えば23年から企業の振興のために使わせていただいておりますけれども、そういったことで、新たにするんだっていうことをきちんと説明しなかったものですから、そういったところなども、新たな別な基金をつくってやりますということをしなないでしたものですから、そこは反省しなきゃいけないと思って、これは自分でも反省しておりました。

あと、23年のパークゴルフ場につきましては、ちょっと地元のっていうか、協会さんのほうの考えを余りにも尊重し過ぎたのかなと。やはりこちらも安易だったのかなというところは、私も思いましたので、これはおっしゃるとおりだということで、ご迷惑をおかけいたしました。8月に臨時会を開催させていただいて、まずご承認いただいたので、大変ありがたかったなと思ってます。

このたびの3月の当初予算につきましては、これは額的にも、あるいは国の認定をいただく予定でおりましたので、非常に実は私としては、この事業に対する、ほかの市町村はどういうふうな取り組みをしてるか、どのような説明してるかということ非常に気にかけてところでございます。やはり私も議員のとき経験しておりますが、いわゆるまちづくり交付金事業ですが、まちづくり交付金事業っていうのは、市町村側

にとっては非常に使い勝手のいい、そして国からすれば、市町村の自主性を認めた画期的な事業だと思うんですね。社会資本整備……。

(「いや、そこはいい」の声あり)

○内谷重治市長　そうですか、はい、わかりました。それについて、まず反省すべきところは、やっぱり反省するというので、これは議会のほうにもご迷惑をおかけいたしますけれども、やはりそれなりの努力をして、お認めをいただくようなことで行ってまいりましたので、これからはそういったことはないように、できるだけ事前に何らかの形で意思疎通が図れる部分、意見交換できる部分があればいいのかなというふうに思っております。

○安部 隆委員長　10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員　これらの一連の予算修正の内容を謙虚に検証させていただいて、問題点というのはどこにあるのかと。反省しなければならぬと市長もおっしゃってるわけですから、どこに問題点があるのかということをやっぱりきちっと認識する必要があると思うんですよ。確かに国の認定ですか、国の認定を受けなければならぬ、それはわかりますよ。ただ、議会の意思の判断を受けないで、仕事は進みませんから。進みませんよ。ですから、これは最小限度のルールはきちっとクリアしていかなければならないということになりますから、そこはこれからはいろいろ皆さん、質疑あると思いますので、皆さんのお考えというのを謙虚に聞いていただいて、真摯な扱いをしていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の財政運営のあり方につきまして、4点ほど入らせていただきます。

22年度決算から振り返りながら、申し上げます。これは23年9月議会で、私が総括質疑をさせていただいたときの財政課長の答弁を使いますが、普通会計ベースで22年の決算でございますが、実質収支額が4億900万円ほど。

単年度収支額が1億8,400万円ほどで。財政調整基金が2億37万円。繰上償還が2億7,800万円ということで、実質単年度の収支額6億6,200万円ほどになります。これが実質22年度に余ったお金という答弁を受けました。そして、この実質単年度収支額6億円を超えている額ってというのは、12市。12市って言ったのは、長井市を入れて13市の意味で12市と言ったのかなというふうに思いますが、12市、置賜地方で一番と答弁されております。

そして、要因は、交付税の増、経済対策交付金の増、歳出削減に努めた結果だと、こう言っておりますが、非常に喜んでいいのか、複雑な思いに至っております。それはなぜかといいますと、経済対策交付金がこの剰余金、余ったお金の部分に入るのが入ってるんですよ。逆に言ってみれば、そういうことになるわけですよ。

経済対策を国も進めようと、何とか地域を活性化しようという配慮で出てきたお金が余ったと、こういう中身になってるわけです。そして、何か健全な立派な財政運営をされたと、それに努められたと、こう自己評価しているように聞こえました、私は、残念ですが。

そのほかに、22年はTASビル用地も購入しています。2億7,800万円。これは市の資産が増加した分なんです。TASビル、さっきこの基金の関係でいろいろ市長は答弁してましたけども、これに触れます。TASビルの購入に係る経緯、申し上げますと、最初は、分割購入の方針を示したんですよ。その後、企業立地基金条例を廃止して、それよりも立派なものを置こうというふうな答弁ありましたけども、それを財源に充当したい。これについて、議会の意思については、さっき申し上げたとおりでありますので、申し上げます。

このことから考えますと、22年度は実質単年度収支額ってというのは、6億6,200万円のほかに、このTASビル買おうとした時点で、想定

していなかったTASビル用地の購入分、これがあったと。含みますと、9億4,000万円ほどあったことになるんですよ。大変な剰余金があったと。にもかかわらず、我々への示し方は、分割購入しますよと、大事な基金を取り崩しますよと。いや、別な考えあったということですけども、そういう状態だったと。そして、財政状況は県内一とも言えるような剰余金が出た。こういうことです。

あのときの提案って何だったんだろうなというふうに、振り返っているところでございます。ただ、議会は、幸いにして、監視機関、意思決定責任という立場で、修正案の可決されました。これはまさに私は、正解だったなというふうに思っておりますが、市長は、このような財政運営の状況について、どのようにお感じになりますか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

佐々木委員がおっしゃるのは、今から見ると現実で、確かに最終的にはそういうふうに、9億円にも及ぶ大変潤沢なお金があったということなんですが、たしかTASの購入については、6月、7月ぐらいから検討して、採決いただいたのは9月議会だったと思います。その時点では、やはり国からの地方交付税、特交も含めてでありますけれども、そんなに見通しは立っておりませんでした。それは私は間違いありません。でなかったら、そんな潤沢なお金が見込めるのであれば、基金を崩すなんていうことは、最初から反対があるということをしておりませんし、あと、最終的に、あのときは経済対策で特に交付税がぼんと来たんですね。当初では、やはり財政再建の最終年度でありました、集中改革プランの。ということで、やはり歳入を、地方交付税をできるだけかたく堅調に見てましたし、またリーマンショックのしこりがまだとれてないだろうということで、いわゆるそうい

った市税収入もかたく見ておりましたので、結果としてそうなったんですが、それは事実としてはもちろんそのとおりなんです、その時点では、残念ながらそこまでの見通しは立てておりませんでした。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 市長の気持ちは素直な気持ちだと思います。ただ、私は、この時点で、このぐらいの有余財産があるということは確認しておりました。これは全協で、私は財政課長にお聞きしております、事前に。そして、それらの金額、地方交付税の増、それから経済対策、それから病院の負担金の返金、それらを含めると、10億円近くあるという答弁してるんですよ。ただ、それが、その認識が、市長と違っておったんだろうと思います。財政課長はわかっておったんですよ。わかって。それを我々に提案したものですから、何だこれはとになったんだ、背景としてはあるんですよ。ですから、この辺は謙虚に検証していただいて、そして対応していただきたいというふうに思います。これに何かありますか、市長。あったらお話しください。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 財政課長がそのように、10億円近くあるんだということを議会のほうでお話したということで、私はそれを認識してなかったというのは、恥じなきゃいけないというふうに思います。最終的に一財で2億7,000万円を負担しようというふうに決めた時点では、財政課のほうでも一財でも大丈夫だろうということを最終的に、ある程度財政課のほうに任せておりました。やはり残念ながら私は、地方交付税がどのぐらいの見通し、どのぐらい余計に来るだろうというのはわかりません。やっぱりこれは財政課を信じるしかありませんので、その時点では、そんなに潤沢な状況になるということとは予想しておりませんでしたので、これについ

ては、やはりもう少し自分も財政状況についてはつぶさに把握しなきゃいけないと反省します。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 ですから、修正案の背景には、そういう背景があったということは、ご理解いただきながら、検証して、今後の対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、実質収支額の処分について伺います。

実質単年度収支額6億6,200万円ありますという答弁をいただいていたわけですが、標準財政規模の8.5%ほどになるようです。そして、財政調整基金が2億37万円、繰上償還が2億7,800万円ほどであった。そして、実質収支額を4億900万円ほどにおさめたというふうに表現させていただきます。なぜかといいますと、実質収支というのは、標準財政規模の3%から5%が望ましいという財政法上、そのように言われておりますので、その辺におさめたのかなと。そして、標準財政規模の5.2%ほどにおさめられているわけでございます。

多くなるとぐあい悪いというふうになるのかなというふうに思いますが、サービスの低下というふうにも評価されますし、先ほどのLEDの問題とかいろいろ出てますけれども、こんなのとっくに対応できるような財政内容なんですよ、正直申し上げます。だから、その辺は、財政運営というのは大事なんだなということを理解してもらいたい。そして、財政というのは、財政課のものでもないし、自治体のものでもない。住民のものなんですよ。そのことを肝に銘じて、財政運営をしていただかなければならないというふうに申し上げておきたいと思います。

まず、財政課長も少し何か言いたいと思いますので、基金の積み立てと繰上償還をして、実質収支額をつじつま合わせを行ったのではないかなというふうに、何となく感じるんですが、そこはどういうふうにお答えいたしますか。

○安部 隆委員長 平 英一財政課長。



○平 英一財政課長 お答えいたします。

まず、第1番目、頭に私、置いておるのが、実質公債費比率でございます。これは何としても18%以下にしたいというのが目標でございます。まずは剰余金がありましたら、昨年、22年度の決算でもやったわけですが、とにかく繰上償還を何とかしていきたい。ということは、今後、また予定しておる学校の耐震事業ですとか、さらには生涯学習プラザに係る事業とか、それからまちづくり交付金事業とか、それらでまた公債費が膨らんでくる見込みになっておりますことから、何よりもまず、今ある公債費っていいですか、起債残高を縮めて、公債費を減らしていくことが第1番目の目標だというふうに考えております。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 財政課長の哲学といえますか考え方、一つはわかります。わかんないとは言いません、私は。ただ、長井市は、市長ご案内のとおり、私、17年目か、15年ぐらいかかって、それまで我慢に我慢を重ねて、やっとここまで来たわけですよ。そういったときに、少しやっぱり金をかけておかないと、後でまたかかるという部分が出てきます。延命策といえますか、維持管理の延命策。この18%以下にすることも大事ですよ。大事じゃないって言ってません。それと並行して、少し住民にこたえるような温かい行政っていうのも必要だと思うんですよ。その分の配分の割合というのをどうするかということなども、真剣に考えて、財政運営に携わっていただきたいなど、そう思っております。ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

財政課長、もう1点。繰上償還をしたのは、臨時財政対策債に充当されているわけです。これ、繰上償還対象、臨時債にしたっていうのはなぜなのかなというふうにお聞きしたいんですが、これは後年度に国の財源措置があつて、間

違いなく補てんされる財源なわけですから、ほつといたって国でやってくれるというお金には間違いはないんです。

ただ、これを選択したという事実と、繰上償還の対象となった借入先の金というのは、どの金になるんでしょうか。

○安部 隆委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、繰上償還をしても、後年度、交付税に理論償還という格好で入ってきますので、その分については、繰上償還をしたから、その後は交付税で措置しないということではございません。

それから、繰上償還したのは、23年度ですと、例えば寺東区画整理事業の用地の買い戻し分とか、それから長井小の第2校舎の耐震補強分とか、割と額の大きくて率のちょっと高いものを重点的に繰上償還しております。政府系でなくても、民間縁故資金とか、そういったもので額の大きいものを、目ぼしいものを拾って、繰上償還するようにしております。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 臨時債の中でも、利率の高いものの縁故債に充当したと、こういうことだとすれば、私も納得いたします。そうじゃなかったら、もう少し別な縁故債がたくさんあるわけだから、そっちのほうに充当すべきじゃなかったかと。場合によっては、やっぱり繰上償還するにしても、償還計画というのはきちっと立てながら財政運営すべきだというようなことだけは申し上げておきたいなど。順序でもいいんでしょう、それはね。財源が見合わない場合は、順序とかというふうなものからやっていくというふうな整理の仕方があってもいいのではないかというふうに思いますので、ぜひ縁故債中心に計画的に高い利率の分を前倒しで償還するような財政計画をぜひ立てていくようにすべきであるというふうに思います。

それから、ちょっと時間もありませんので急ぎますが、実質収支額、22年度決算で4億900万円あるわけです。これにつきましては、財政法第7条によりますと、決算剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度まで、24年度までに財調に積み立てるか、地方債の繰上償還財源の減債基金への積み立てをしなければならぬ、このように言われているわけですが、22年度の決算剰余分はいつ何に積み立てるのでしょうか。これは財政課長ですね。

○安部 隆委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 22年度の実質収支額、今おっしゃられたとおり、4億941万9,000円でした。この処分につきましては、委員おっしゃられるように、地方財政法第7条1項で規定されておりまして、剰余金すべてを次の年の一般財源として充当することはできないことになっております。そのことから、平成23年度は財政調整基金の積み増しはいたしませんでしたが、繰上償還を行っております。繰上償還の中の、先ほど申し上げましたように、6本で合計額が2億6,762万8,000円という格好でございました。その残額が次の年、23年度の年度間調整財源、いわゆる補正財源として処分したといいますか、使ったという格好になります。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 繰上償還に充当してるといいますね。ただ、これは財政法上は、減債基金かどっちかに積み立てなければならぬというふうなことじゃない。そうでなくて、剰余金処分の会計年度、独立原則の例外に当てはまるんですか。

○安部 隆委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 地財法第7条の規定によりますと、積立金や地方債の繰上償還といった将来の財政負担の軽減にその2分の1の額を充てなさいというふうになっております。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 そこまで専門的になりますと、私もちょっとわからない部分がありますが、ただ、議会にもわかりやすくしていくのが一般的にいいのではないかなというふうに、財政運営上はですよ。ですから、それなりのもを素直にその部分に充当していただければ、私は大変わかりやすいなというふうに思っておりますので、ぜひその辺は議会にもわかりやすく、ひとつ説明できるようにお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、23年度の決算見込み、概況、状況について、市長、いいですか。概況、大体出るんですよ。今の時期に。さっきわからないって言ったけども、本当は出るんですよ。ですから、私、お聞きするということによっておりますので、会計課長に23年度の決算の概要をです。そういうことで、会計課長にお聞きしますので、ぜひ、収入状況についてお聞きしたいんですが、地方交付税の状況、それから病院精算金の状況、それから不用額の見込み、実質収支の見込み、基金の積み立て、繰上償還はちょっと財政課長おっしゃいましたけれども、などについてお聞かせいただきたい。

○安部 隆委員長 遠藤正明会計管理者兼会計課長。

○遠藤正明会計管理者兼会計課長 お答えいたします。

決算につきましては、委員おっしゃいますように、財務規則で7月10日まで会計管理者が市長に提出すると定められておりますが、このたびのご質問は概算というふうなことでございますので、大まかな内容につきましてご説明を申し上げます。

最初に、地方交付税の収入状況というふうなことでございましたが、収入概算額、億円単位で申し上げますと、45.4億円でございます。予算現額43.6億円に対しましては、1.8億円の増

となります。昨年度と比較いたしますと、0.5億円増の見込みとなっているところでございます。主な要因であります。特別交付税の収入概算額は6.7億円となっております。予算現額は4.8億円でございますので、1.8億円の増となっているところでございます。

特別交付税につきましては、22年度の決算額6.0億円に対しまして、0.6億円の増となる見込みでございます。

続きまして、実質収支の見込みでございますが、収入額が22年度からの繰越明許費、繰越額も含めまして、127億円程度となっております。予算額135億円に対しましては、7億円減となるわけですが、予算額の内数として、24年度への繰り越し分が9億円ございますので、実質的には2億円の増となる見込みでございます。

歳出につきましては、121億円程度でございます。予算額と比較いたしまして、13億円の余剰が生じる見込みですが、24年度への繰越額が9億円ございますので、不用額といたしましては3.7億円程度となります。

よって、収支差引額は5.6億円程度の見込みとなりますが、翌年度に繰り越す財源が、そのうち0.2億円程度ございますので、実質的な収支は5.3億円程度となる見込みでございます。これにつきましては、前年度の実質収支が4億円でございますので、比較いたしまして、1.3億円の増となる見込みでございます。

最後に、地方債の繰上償還というようなことでありますが、22年度決算額2.7億円となりまして、ほぼ同額の2.6億円となっております。そのほかに繰上借換債が1億円ございます。以上でございます。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 今、お聞きしますと、23年度決算も相当黒字額がふえるのではないかなど、見込めるんじゃないかなという状況では

ないかなというふうに思いました。そういう意味からしますと、いろんな予算修正されたわけでもありますけれども、そういった状況を踏まえますと、非常に複雑な思いいたしますので、ぜひよろしくお願いたしたいわけですが、市長にお伺いしますが、実質収支が標準財政規模の5%が上限になって、一般的にですよ、言われております。繰越金が大分あるわけですが、次年度の予算措置というのは、存目計上ですよ、4億円あっても1,000円の計上になってる。言ってみれば、たんす貯金してるみたいなものですよね。

24年度予算には、そのほかに、余裕金があるほかに、財政調整基金もあるわけですよ。ですから、24年度も23年度決算から見ますと、非常に余裕のある、悠々自適の財政運営ができると。これはゆったりと思いのままの財政運営ができると、こういうことになるんじゃないかと。ぜひその財政の状況を踏まえながら、自治体の財政というのは、さっき申し上げましたように、市民のものでありますから、安心安全なまちづくりでたくさんの方が要望されてると思うんですよ、市長のほうにも。そういった市民サービスっていうものに目配り、気配りをしながら、市民も納得できる、あるいは議会もほだどごでないと言えるような財政運営に努めていただきたいというふうに思っておりますが、市長のご意見を聞かせていただきたいと思っております。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

佐々木委員のおっしゃるとおりで、24年度も財源的には、おかげさまで少し余裕がある状況でございます。したがって、これからぜひ全体的な施設整備あるいは地元のいろんなご要望などを整理して、計画を立てながら、しかし過去の教訓を踏まえて、できるだけ単独事業でなくて、有利な事業を使いながら、市民福祉の向上あるいは市の発展に資するような整備も行

ってまいりたいと、当然議会からもご意見をいただいで、やっていきたいと思っております。

○安部 隆委員長 10番、佐々木謙二委員。

○10番 佐々木謙二委員 12時過ぎておりますので、ひとつ基金の積み立てについては、残りましたけれども、これに入りますと、ちょっと時間かかりますから、これで私、終了させていただきますまして、次回にこれも繰り越させていただきます。大変どうもありがとうございました。

○安部 隆委員長 ここで昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○安部 隆委員長 午前に引き続き、会議を続行します。

### 赤間泰広委員の総括質疑

○安部 隆委員長 次に、順位3番、議席番号1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 初めての予算総括質疑でございます。大変緊張しております。よろしくお願ひ申し上げます。

通告に従いまして、三つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問ですが、交通指導員の報酬についてであります。

先日の一般質問にて市長より、来年度より報酬を戻す旨の回答をいただいたわけですが、ぜひもう一段のご英断をいただき、4月にさかのぼって改定していただいけませんでしょうか。と申すのは、平成22年度主要な施策の成果

報告書に、ページ数で申し上げれば19ページにあります。これをちょっと私、読ませていただきたいと思うんですけども、「平成22年度から国道287号南バイパス交差点に1名増員し、9名体制で実施、指導員報酬については平成19年度から1回700円に減額してお願いしているが、他市町との均衡や指導員の士気向上のため、平成24年度からもとの報酬1回1,100円に戻すことも検討したい。また、交通指導員になっていただける方が年々少なくなってきており、高齢化も進んでいるため、今後新たな指導員の育成、確保を計画的に進めていく必要がある」と述べられております。

ぜひ市長にはこの旨を十分に尊重していただいで、ご英断いただきたく、ご所見をお尋ね申し上げます。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

赤間委員のほうからは、ことしに上げてということで、そして4月にさかのぼって報酬のほうを戻したらというようなご提言だと思います。一般質問のほうでは、今年度中にほかの市町村の状況を十分に調査しながら、来年度からぜひできるだけ、もとに戻すような形でというお話をしたところでございますが、今年度からとなりますと、当然予算の関係もありますので、そうしますと9月にご提案するというのが一番近いわけでございますけれども、お認めいただければ10月から報酬額を上げさせていただくということですけども、今まで4月にさかのぼってということはなかなかいたしておりませんので、その辺などはやっぱりほかの報酬を見させていただいて、全体的なバランスの上ですること必要なのかなと思っております。

というのは、主要施策の成果報告書に24年度から戻したいということだったんですけども、残念ながら、そういう細部にわたっての予算の計上がどうなって、最終的にどうなったかとい